



保扶第 0310001 号

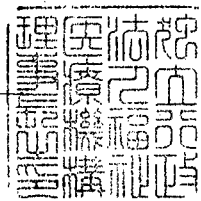
令和 3 年 3 月 10 日

都道府県・指定都市

民生主管部（局）長 様

独立行政法人福祉医療機構

理事長 中村 裕



心身障害者扶養保険約款の一部変更について

平素より、独立行政法人福祉医療機構の業務につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 2 年 12 月 18 日閣議決定）」に伴う心身障害者扶養保険約款の一部変更について、厚生労働大臣から令和 3 年 2 月 16 日付けをもって別紙のとおり認可され、令和 3 年 4 月 1 日から実施されることとなりましたので、通知いたします。

今回の変更で、現況届書及び死亡届書については、住民票の写しの機構への提出が不要となりますが、都道府県等が実施する心身障害者扶養共済制度において年金受給者等から都道府県等へ提出される現況届書及び死亡届書における年金受給者等の生存状況等に係る現況の確認については、引き続き各都道府県等において遺漏なきようご対応お願いいたします。

（添付書類）

- ・心身障害者扶養保険約款一部変更の概要
- ・心身障害者扶養保険約款（改正後全文）
- ・心身障害者扶養保険約款（新旧対照表）
- ・心身障害者扶養保険約款の一部変更の認可について（写）

「心身障害者扶養保険約款」一部変更の概要

1. 変更の趣旨

「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）」において心身障害者扶養保険事業における都道府県・指定都市の事務の負担軽減を図るため「地方公共団体から独立行政法人福祉医療機構へ提出している現況届書及び死亡届書については、令和3年度から住民票の写しの添付を不要とする」とこととされたことから、当該届書にかかる住民票の写しの添付を省略するための見直しを行うもの。

2. 変更の要点

- 保険契約者（都道府県・指定都市）が機構に対し提出する年金給付保険金支払対象障害者（年金受給者）の現況の届出において、住民票の写しの添付を省略することとする。（第23条）
- 保険契約者（都道府県・指定都市）が機構に対し提出する年金給付保険金支払対象障害者（年金受給者）の死亡の届出において、住民票の写しの添付を省略することとする。（第24条）

3. 施行日

令和3年4月1日

以上

心身障害者扶養保険約款

(昭和 45.1.31 厚生省収児第 44 号の 4)

改正 昭 54.8.24 厚生省収児第 975 号

昭 57.9.30 厚生省収児第 828 号

昭 59.12.27 厚生省収児第 854 号

昭 60.10.11 厚生省収児第 574 号

平 6.3.31 厚生省収児第 187 号

平 7.6.29 厚生省収児第 202 号

平 11.3.31 厚生省障第 160 号

平 13.1.5 厚生省障第 7 号

平 15.10.1 厚生労働省発障第 1001009 号

平 19.10.26 厚生労働省発障第 1026001 号

令 3.2.16 厚生労働省発障第 0216 第 4 号

(保険約款の趣旨)

第1条 この保険約款は、独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号。以下「法」という。)第12条第3項に規定する保険約款であって、独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)が法第12条第1項第10号に規定する心身障害者扶養保険事業を実施するため地方公共団体と締結する保険契約(以下「保険契約」という。)は、この保険約款によって行います。

(生命保険契約の締結)

第2条 機構は、前条に規定する保険契約を履行するため、法第12条第4項の規定により、生命保険会社と保険対象加入者を被保険者とする生命保険契約(以下「生命保険契約」という。)を締結します。

(定義)

第3条 この保険約款において「保険契約者」とは、法第12条第2項に規定する心身障害者扶養共済制度(以下「共済制度」という。)を実施する地方公共団体で、この保険約款により、機構と保険契約を締結したものをいいます。

2 この保険約款において「保険対象加入者」とは、保険契約者が実施する共済制度に1口又は2口加入した者で、加入日において次の要件に該当するものうちその者にかかる共済責任の発生が保険契約によって保険されるものをいいます。

(1) 65歳未満であること。

(2) 特別の疾病又は障害がなく、生命保険契約の被保険者となることができること。

(3) その扶養する心身障害者について、いまだ加入者がいないこと。

3 この保険約款において「保険対象障害者」とは、保険契約者が実施する共済制度の加入者の扶養する心身障害者で、次の要件に該当するものうちその者にかかる共済責任の発生が保険契約によって保険されるものをいいます。

(1) 将来独立自活することが困難と認められる者であること。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

イ 知的障害者

ロ 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の1級から3級までに該当する障害のある者

ハ 精神又は身体に永続的な障害のある者で、その障害の程度がイ又はロに掲げる者と同程度と認められるもの

4 この保険約款において「口数追加保険対象加入者」とは、次の掲げる者をいいます。

(1) 保険契約者が実施する共済制度の2口同時加入の保険対象加入者であって加入した日において共済責任の発生が保険契約によって保険されるもの。

(2) 保険契約者が実施する共済制度の1口加入の保険対象加入者であって保険契約者が実施する共済制度の口数の追加の承認を受けたものについて、口数の追加された日において次の要件に該当するもののうち口数追加にかかる共済責任の発生が保険契約によって保険されるもの。

イ 65歳未満であること。

ロ 特別の疾病又は障害がなく、生命保険契約の被保険者となることができること。

ハ その扶養する心身障害者について、いまだ口数が追加されていないこと。

5 この保険約款において「年金給付保険金支払対象障害者」とは、保険契約者が実施する共済制度において年金の給付を受ける権利のある心身障害者のうち、保険契約により当該保険契約者に対してその者にかかる年金給付保険金が支払われるものをいいます。

6 この保険約款において「重度障害」とは、次の各号のいずれかに該当する状態であって、保険対象加入者となった日以後の疾病又は災害を原因とするものをいいます。ただし、保険対象加入者が保険対象加入者になる前に生じていた別表一に掲げるいずれかの障害状態又は保険対象加入者になる前の原因によって保険対象加入者になった後生じた同表に掲げるいずれかの障害状態を有していた場合においては、すでに障害を生じている身体の同一部位に新たな障害が加重してこれらの状態になったときは除きます。

(1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの

(2) そしゃくまたは言語の機能を全く永久に失ったもの

(3) 両上肢を手関節以上で失ったもの

(4) 両下肢を足関節以上で失ったもの

(5) 一上肢を手関節以上で失い、かつ、一下肢を足関節以上で失ったもの

(6) 両上肢の用を全く永久に失ったもの

(7) 両下肢の用を全く永久に失ったもの

(8) 十手指を失ったか又はその用を全く永久に失ったもの

(9) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの

(保険契約の対象となる事項)

第4条 保険契約の対象となる事項は、保険契約者が保険対象加入者に対して負う共済責任で、次に掲げるものとします。

(1) 保険対象障害者の生存中にその者にかかる保険対象加入者が死亡し、又は重度障害となった場合に年金を給付する責任

(2) 保険対象加入者(保険対象加入者であった期間が継続して1年に満たない者を除きます。次号も同じです。)の生存中にその者にかかる保険対象障害者が死亡した場合に弔慰金を給付する責任

- (3) 保険対象加入者とその者にかかる保険対象障害者が同時に死亡した場合に弔慰金を給付する責任
- (4) 保険対象加入者(保険対象加入者であった期間が継続して5年に満たない者を除きます。)が共済制度を脱退した場合に一時金を給付する責任
- (5) 口数追加保険対象加入者が口数の減少をした場合に一時金を給付する責任(口数の減少により消滅する共済責任が、保険対象加入者となった時のものであるときは保険対象加入者であった期間が継続して5年に満たない者を除き、口数追加保険対象加入者となった時のものであるときは口数追加保険対象加入者であった期間が継続して5年に満たない者を除きます。)

(保険契約の成立)

第5条 保険契約は、機構が保険契約の申込みを承諾した日に成立します。

(保険契約の効力の発生)

第6条 保険契約は、第1回保険料の納付の日の属する月の翌月の初日からその効力を生じます。ただし、第1回保険料の納付の日が月の初日である場合においては、当該納付の日から効力を生じます。

2 前項の規定の適用にあたっては、第1回保険料の納付の日が保険契約成立の前日である場合においては、当該保険契約成立の日を第1回保険料の納付の日とみなします。

(保険事故)

第7条 保険契約においては、保険契約者に第4条に定める共済責任が発生したことをもって保険事故とします。

(保険給付の種類)

第8条 保険契約による保険給付は、年金給付保険金、弔慰金給付保険金及び脱退一時金給付保険金とします。

(年金給付保険金の支払)

第9条 機構は、保険契約者に第4条第1号に規定する共済責任が発生した場合には、当該保険契約者に対して、毎月、年金給付保険金を支払います。

2 年金給付保険金の額は、月額2万円とします。

3 保険対象加入者が口数追加保険対象加入者であるときは、前項の額に2万円を加算します。ただし、当該年金給付保険金の支払にかかる重度障害がその口数追加保険対象加入者が口数追加保険対象加入者になる前に生じていた別表一に掲げるいずれかの障害状態又は口数追加保険対象加入者になる前の原因によって口数追加保険対象加入者になった後生じた同表に掲げるいずれかの障害状態を有していた場合において、すでに障害を生じていた身体の同一部位に新たな障害が加重した結果生じたものであるときはこの限りではありません。

4 年金給付保険金の支払期間は、当該年金給付保険金にかかる保険事故が発生した日の属する月から当該年金給付保険金にかかる年金給付保険金支払対象障害者が死亡した日の属する月までの間とします。

(弔慰金給付保険金の支払)

第10条 機構は、保険契約者に第4条第2号又は第3号に規定する共済責任が発生した場合には、当該保険契約者に対して弔慰金給付保険金を支払います。

2 弔慰金給付保険金の額は、第4条第2号又は第3号に規定する共済責任が発生した日まで継続する保険対象加入者であった期間(以下この項において「加入期間」という。)に応じ、それぞれ次の各号に掲げ

る額とします。

- (1) 加入期間が1年以上5年未満のとき 5万円
- (2) 加入期間が5年以上20年未満のとき 12万5千円
- (3) 加入期間が20年以上のとき 25万円

3 口数追加保険対象加入者(重度障害となったが、当該重度障害が前条第3項ただし書に規定する重度障害に該当するため共済制度から脱退していないものを除きます。)であるときは、前項の額は、第4条第2号又は第3号に規定する共済責任が発生した日まで継続する口数追加保険対象加入者であった期間(以下この項において「口数追加期間」という。)に応じ、それぞれ次の各号に掲げる額を加算します。ただし、口数追加期間が1年未満の者を除きます。

- (1) 口数追加期間が1年以上5年未満のとき 5万円
- (2) 口数追加期間が5年以上20年未満のとき 12万5千円
- (3) 口数追加期間が20年以上のとき 25万円

(脱退一時金給付保険金の支払)

第10条の2 機構は、保険契約者に第4条第4号又は第5号に規定する共済責任が発生した場合には、当該保険契約者に対して脱退一時金給付保険金を支払います。ただし、保険対象加入者が、当該保険契約者の実施する共済制度から脱退し、引き続き他の保険契約者の実施する共済制度の保険対象加入者となったときは、脱退一時金給付保険金は支払いません。

2 第4条第4号に規定する共済責任が発生したときの脱退一時金給付保険金の額は、同条同号に規定する共済責任が発生した日まで継続する保険対象加入者であった期間(以下この項及び第4項第1号において「加入期間」という。)に応じ、それぞれ次の各号に掲げる額とします。

- (1) 加入期間が5年以上10年未満のとき 7万5千円
- (2) 加入期間が10年以上20年未満のとき 12万5千円
- (3) 加入期間が20年以上のとき 25万円

3 口数追加保険対象加入者であるときは、前項の額は、第4条第4号に規定する共済責任が発生した日まで継続する口数追加保険対象加入者であった期間(以下この項において「口数追加期間」という。)に応じ、それぞれ次の各号に掲げる額を加算します。ただし、口数追加期間が5年未満の者を除きます。

- (1) 口数追加期間が5年以上10年未満のとき 7万5千円
- (2) 口数追加期間が10年以上20年未満のとき 12万5千円
- (3) 口数追加期間が20年以上のとき 25万円

4 第4条第5号に規定する共済責任が発生したときの脱退一時金給付保険金の額は、口数の減少により消滅する共済責任に応じ、それぞれ次の各号に掲げる額とします。

- (1) 保険対象加入者となった時の共済責任(2口同時加入者は、そのうちの1口)が消滅するとき
第2項に規定する加入期間に応じた号に掲げる額
- (2) 口数追加保険対象加入者となった時の共済責任が消滅するとき
第3項に規定する口数追加期間に応じた号に掲げる額

(保険料の納付)

第11条 保険契約者は、毎月、機構に保険料を納付して下さい。

2 保険料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とします。

- (1) 保険対象加入者について、保険対象加入者となったときの年齢区分に応じた別表二に掲げる1人

当たりの保険料の月額に、その月の初日における当該保険対象加入者(重度障害となったが、当該重度障害が第9条第3項ただし書に規定する重度障害に該当するため共済制度から脱退していないもの及び65歳に達した日以後最初に到来する保険対象加入者になった日の年単位の応当日に達し、かつ、20年以上継続して保険対象加入者であるものを除きます。)の数をそれぞれ乗じて得た額の合計額

- (2) 口数追加保険対象加入者について、口数追加保険対象加入者となったときの年齢区分に応じた別表二に掲げる1人当たりの保険料の月額にその月の初日における当該口数追加保険対象加入者(65歳に達した日以後最初に到来する口数追加保険対象加入者になった日の年単位の応当日に達し、かつ、口数追加保険対象加入者であった期間が20年以上継続しているものを除きます。)の数をそれぞれ乗じて得た額の合計額

(保険料の納付方法)

第12条 保険料の納付は、機構の定める保険料納付書により、機構の指定する金融機関に行ってください。

(保険料の納付期限)

第13条 第2回以降の保険料の納付期限は、毎月、その月の末日とします。

(保険対象加入者等の追加)

第14条 保険契約者は、その実施する共済制度に保険契約の締結後あらたに加入した者又は口数追加加入者となった者があった場合には、機構の承諾を得て、保険対象加入者又は口数追加保険対象加入者の追加を行うことができます。

- 2 前項の規定により保険対象加入者又は口数追加保険対象加入者となった者にかかる保険契約上の効力の発生については、第6条第1項の規定を準用します。

(年金給付保険金の請求)

第15条 年金給付保険金の請求は、保険契約者が第4条第1号に規定する共済責任の発生を知った日から1月以内に、年金給付保険金支払請求書を機構に提出して行って下さい。

- 2 共済責任の発生が保険対象加入者の死亡にかかるものである場合には、前項の年金給付保険金支払請求書に次に掲げる書類を添付して下さい。

(1) 当該保険対象加入者の死亡診断書若しくは死体検案書又はこれらに代わるべき書類。ただし、当該保険対象加入者となった日(口数追加保険対象加入者にあつては、当該口数追加保険対象加入者となった日)から、2年以内の死亡については、機構所定の死亡証明書又は死体検案書に限ります。

(2) 当該保険対象加入者の住民票の写し(ただし、対象者の氏名と住民票に記載された氏名が異なる場合は戸籍(除籍)の抄本。以下同じ。)

(3) 当該保険対象加入者にかかる年金給付保険金支払対象障害者の住民票の写し

(4) その他機構が必要と認める書類

- 3 共済責任の発生が保険対象加入者の重度障害にかかるものである場合には、第1項の年金給付保険金支払請求書に次に掲げる書類を添付して下さい。

(1) 機構所定の障害診断書

(2) 当該保険対象加入者の住民票の写し

(3) 前項第3号及び第4号に掲げる書類

(年金給付保険金の支払制限)

第16条 保険対象加入者又はその扶養する保険対象障害者の故意又は重大な過失により機構が生命保険会社から当該保険対象加入者にかかる死亡保険金又は障害保険金の全部又は一部の支払を受けられなかった場合は、第9条第1項の規定にかかわらず、当該保険対象加入者にかかる年金給付保険金の全部又は一部は支払いません。

(年金給付保険金の支払停止)

第17条 年金給付保険金支払対象障害者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第9条第4項の規定にかかわらず、その該当する期間の年金給付保険金は支払いません。

- (1) 所在が1月以上不明のとき。
- (2) 懲役又は禁固の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。
- (3) 日本国内に住所を有しないとき。

(支払の一時差止め)

第18条 保険契約者が、正当の理由がなく、第23条に規定する届書及びその添付書類を提出しないときは、機構は、年金給付保険金の支払いを差し止めることがあります。

(弔慰金給付保険金の請求)

第19条 弔慰金給付保険金の請求は、保険契約者が第4条第2号又は第3号に規定する共済責任の発生を知ったときから1月以内に、弔慰金給付保険金支払請求書を機構に提出して行って下さい。

2 前項の弔慰金給付保険金支払請求書には、次に掲げる書類を添付して下さい。

- (1) 当該保険対象加入者の住民票の写し
- (2) 当該保険対象障害者の住民票の写し

(弔慰金給付保険金の支払制限)

第20条 保険対象加入者の故意又は重大な過失により、機構が生命保険会社から当該保険対象加入者にかかる特別給付金の支払を受けられなかった場合は、第10条第1項の規定にかかわらず、当該保険対象加入者にかかる弔慰金給付保険金は支払いません。

(脱退一時金給付保険金の請求)

第20条の2 脱退一時金給付保険金の請求は、保険契約者が第4条第4号又は第5号に規定する共済責任の発生を知ったときから1月以内に、脱退一時金給付保険金支払請求書を機構に提出して行って下さい。

(保険対象加入者等の氏名の変更の届出)

第21条 保険契約者は、保険対象加入者、保険対象障害者又は年金給付保険金支払対象障害者がその氏名を変更したことを知ったときは、すみやかに、その旨及び変更の年月日を記載した届書を機構に提出して下さい。

(保険対象加入者の脱退等の届出)

第22条 保険契約者は、その実施する共済制度から、保険対象加入者が脱退し(重度障害となったが、当該重度障害が第9条第3項ただし書に規定する重度障害に該当するため脱退していない場合を含む。)又は口数追加保険対象加入者にかかる口数の減少があったときは、すみやかに、その旨並びに当該脱退又は口数減少の理由及びその年月日を記載した届書を機構に提出して下さい。

(年金給付保険金支払対象障害者の現況の届出)

第23条 保険契約者は、毎年6月末日までに、その事業年度の初日における年金給付保険金支払対象

障害者の現況を記載した届書を機構に提出してください。

(年金給付保険金支払対象障害者の死亡等の届出)

第24条 保険契約者は、年金給付保険金支払対象障害者が死亡したことを知ったときは、すみやかに、その旨及び死亡の年月日を記載した届書を機構に提出してください。

2 保険契約者は、年金給付保険金支払対象障害者に第17条各号いずれかに該当する事実が発生し、又は消滅したことを知ったときは、すみやかに、その旨及びその年月日を記載した届書を機構に提出して下さい。

(保険対象加入者の年齢)

第25条 この保険約款においては、保険対象加入者の年齢は毎事業年度(4月1日から翌年の3月31日までをいいます。)の初日における年齢によることとします。

(保険料の額の調整)

第26条 保険料の額の計算の基礎とした事実に変動を生じたため、保険給付に要する費用との均衡上保険料の額を変更する必要が生じた場合には、機構は、厚生労働大臣の認可を得て、保険料の額を変更できるものとします。

(条例等の変更の届出)

第27条 保険契約者は、その実施する共済制度を定めた条例又は関係規則を改正したときは、すみやかに、その旨及び改正の年月日を記載した届書に改正後の条例又は関係規則を添えて機構に提出して下さい。

(補則)

第28条 この保険約款に規定するもののほか、保険契約の履行に当たり必要な事項は機構が保険契約者と協議のうえ定めることとします。

附 則

- 1 この改正保険約款は、昭和54年10月1日から実施します。
- 2 従前の保険約款に基づく振興会と保険契約者との間の契約内容は、この改正保険約款による契約内容として引き継ぐこととします。ただし、従前の保険約款による保険対象加入者は、この改正保険約款においては、すべて45歳未満で加入したものとして取り扱います。

附 則

この約款は、昭和57年10月1日から実施します。

附 則

この改正保険約款は、昭和60年1月1日から実施します。

附 則

- 1 この改正保険約款は、昭和61年4月1日から実施します。
- 2 この改正保険約款の実施の日の前日における保険対象加入者(昭和54年10月1日以後保険対象加入者となった者であってその事業年度(4月1日から翌年の3月31日までをいいます。)の初日における年齢が45歳以上であった者を除きます。)については、心身障害者扶養保険約款(昭和45年1月31日厚生大臣認可)第11条第2項第1号中「保険対象加入者となったとき45歳未満であった者について、保険対象加入者となったときの」とあるのは「昭和61年4月1日における」と、「別表二の(1)」とあるのは「心身障害者扶養保険約款の一部改正(昭和60年10月11日厚生大臣認可)附則別表」と、「20年」とあるのは「2

5年」とします。

- 3 この改正保険約款の実施前に心身障害者扶養保険約款第4条第2号又は第3号に規定する共済責任が発生した場合の弔慰金給付保険金の額については、なお従前の例によります。

附則別表

昭和61年4月1日における年齢区分	保険料月額
35歳未満の者	1,400円
35歳以上40歳未満の者	1,900円
40歳以上45歳未満の者	2,600円
45歳以上の者	3,200円

別表一 障害状態

1 一眼の視力を全く永久に失ったもの
2 一上肢を手関節以上で失ったもの
3 一下肢を足関節以上で失ったもの
4 一上肢の用を全く永久に失ったもの
5 一下肢の用を全く永久に失ったもの
6 一手の母指及び示指を含んで四手指以上を失ったか若しくはその用を全く永久に失ったもの、又は一手の母指若しくは示指を含んで三手指以上を失ったか又はその用を全く永久に失い、かつ、他の一手の母指若しくは示指を含んで二手指以上を失ったか又はその用を全く永久に失ったもの
7 一耳の聴力を全く永久に失ったもの

別表二 保険対象加入者1人当たりの保険料額表

(1) 保険対象加入者となったとき45歳未満の者の保険料額

保険対象加入者となったときの年齢区分	保険料月額
35歳未満の者	1,400円
35歳以上40歳未満の者	1,900円
40歳以上45歳未満の者	2,600円

(2) 保険対象加入者となったとき45歳以上の者の保険料額

保険対象加入者となったときの年齢区分	保険料月額
45歳以上50歳未満の者	3,200円
50歳以上55歳未満の者	4,100円
55歳以上60歳未満の者	5,300円

60歳以上65歳未満の者	6,800円
--------------	--------

(3) 特約付保険対象加入者にかかる加算保険料額

特約付保険対象加入者となったときの年齢区分	加算保険料月額
35歳未満の者	1,400円
35歳以上40歳未満の者	1,900円
40歳以上45歳未満の者	2,600円
45歳以上50歳未満の者	3,200円
50歳以上55歳未満の者	4,100円
55歳以上60歳未満の者	5,300円
60歳以上65歳未満の者	6,800円

(4) 口数追加付保険対象加入者にかかる加算保険料額

口数追加付保険対象加入者となったときの年齢区分	加算保険料月額
45歳以上50歳未満の者	3,200円
50歳以上55歳未満の者	4,100円
55歳以上60歳未満の者	5,300円
60歳以上65歳未満の者	6,800円

附 則

- 1 この改正保険約款は、平成8年1月1日から実施します。
- 2 この改正保険約款の実施の日の前日における保険対象加入者にかかる保険料については、心身障害者扶養保険約款(昭和45年1月31日厚生大臣認可。以下「約款」という。)第11条第2項各号の規定にかかわらず、次によるものとします。

(1) 昭和54年10月1日以後に保険対象加入者となった者であって、保険対象加入者となったときの年齢が45歳以上であった者及び昭和61年4月1日以後に保険対象加入者となった者であって、保険対象加入者となったときの年齢が45歳未満であった者については、約款第11条第2項第1号中「別表二」とあるのは「心身障害者扶養保険約款の一部改正(平成7年6月29日厚生大臣認可)附則別表1」とします。

(2) 改正前の特約付保険対象加入者となった者については、約款第11条第2項第2号中「口数追加保険対象加入者について、口数追加保険対象加入者となったときの」とあるのは改正前の「特約付保険対象加入者について、特約付保険対象加入者となったときの」と、「別表二」とあるのは「心身障害者扶養保険約款の一部改正(平成7年6月29日厚生大臣認可)附則別表1」とします。

(3) 改正前の口数追加保険対象加入者については、約款第11条第2項第2号中「口数追加保険対象加入者について、口数追加保険対象加入者となったとき」とあるのは改正前の「口数追加保険対象加

入者について、口数追加保険対象加入者となったときの」と、「別表二」とあるのは「心身障害者扶養保険約款の一部改正(平成7年6月29日厚生大臣認可)附則別表1」とします。

- (4) 前3号に掲げた者以外の保険対象加入者については、約款第11条第2項第1号中「保険対象加入者となったときの」とあるのは「昭和61年4月1日における」と、「別表二」とあるのは「心身障害者扶養保険約款の一部改正(平成7年6月29日厚生大臣認可)附則別表2」と、「20年」とあるのは「25年」とします。
- 3 この改正保険約款の実施の日の前日までの間において、保険対象加入者又は口数追加保険対象加入者が共済制度を脱退した場合又は口数の減少をした場合には、第4条第4号及び第5号の規定は適用しません。
- 4 保険契約者は、この改正保険約款の実施の日の前日における保険対象加入者及び年金給付保険金支払対象障害者にかかる年金給付に必要な費用に対する不足額を解消するため、平成8年1月1日から特別調整費として事業団に納付するものとします。
- 5 事業団は、保険契約者に特別調整費の額をあらかじめ通知します。
- 6 特別調整費の納付は、事業団の定める特別調整費納付書により、事業団の指定する金融機関に行なって下さい。
- 7 特別調整費の納付期限は、毎事業年度内(4月から翌年3月31日)とします。ただし、平成7年度に係る特別調整費の納付期限は、平成8年3月31日とします。
- 8 この改正保険約款の実施の日の前日における保険対象加入者については、改正後の「口数追加保険対象加入者」とあるのは改正前の「特約付保険対象加入者又は口数追加付保険対象加入者」と、改正後の「口数追加加入者」とあるのは、改正前の「特約付加入者又は口数追加付加入者」と、改正後の「口数追加」とあるのは改正前の「特約条項又は口数追加条項の付加」とそれぞれ読み替えることとします。
- 9 この改正保険約款の実施の日の前日における保険対象加入者に係る期間の通算については、次のよるものとします。
- (1) 改正後の第10条第2項の「加入期間」又は同条第3項の「口数追加期間」には、改正前の「加入期間」又は「付加期間」を通算します。
- (2) 改正後の第10条の2第2項及び第4項の「加入期間」又は同条第3項及び第4項の「口数追加期間」には、改正前の「加入期間」又は「付加期間」を通算します。

附則別表1

加入時における年齢区分	保 険 料 月 額		
	平成8年1月1日から平成9年3月31日まで	平成9年4月1日から平成10年3月31日まで	平成10年4月1日以降
35歳未満の者	2,100円	2,800円	3,500円
35歳以上40歳未満の者	2,800円	3,700円	4,500円
40歳以上45歳未満の者	3,800円	4,900円	6,000円

45歳以上50歳未満の者	4,600円	6,000円	7,400円
50歳以上55歳未満の者	5,700円	7,300円	8,900円
55歳以上60歳未満の者	7,200円	9,000円	10,800円
60歳以上65歳未満の者	9,000円	11,200円	13,300円

附則別表2

昭和61年4月1日における年齢区分	保 険 料 月 額		
	平成8年1月1日から平成9年3月31日まで	平成9年4月1日から平成10年3月31日まで	平成10年4月1日以降
35歳未満の者	2,100円	2,800円	3,500円
35歳以上40歳未満の者	2,800円	3,700円	4,500円
40歳以上45歳未満の者	3,800円	4,900円	6,000円
45歳以上の者	4,600円	6,000円	7,400円

附 則

この改正保険約款は、平成11年4月1日から実施します。

附 則

この改正保険約款は、平成13年1月6日から実施します。

附 則

この改正保険約款は、平成15年10月1日から実施します。

附 則

- 1 この改正保険約款は、平成20年4月1日から実施します。
- 2 この改正保険約款の実施の日の前日における保険対象加入者にかかる保険料については、心身障害者扶養保険約款(昭和45年1月31日厚生大臣認可。以下「約款」という。)第11条第2項各号の規定にかかわらず、次によるものとします。
 - (1) 昭和54年10月1日以後に保険対象加入者となった者であって、保険対象加入者となったときの年齢が45歳以上であった者及び昭和61年4月1日以後に保険対象加入者となった者であって、保険対象加入者となったときの年齢が45歳未満であった者については、約款第11条第2項第1号中「別表二」とあるのは「心身障害者扶養保険約款の一部改正(平成19年10月26日厚生労働大臣認可)附則別表1」とします。
 - (2) この改正保険約款の実施の日の前日までの間の口数追加保険対象加入者については、約款第11条第2項第2号中「別表二」とあるのは「心身障害者扶養保険約款の一部改正(平成19年10月26日厚生労働大臣認可)附則別表1」とします。
 - (3) 前2号に掲げた者以外の保険対象加入者については、約款第11条第2項第1号中「保険対象加入者となったときの」とあるのは「昭和61年4月1日における」と、「別表二」とあるのは「心身障害者扶養保険約款の一部改正(平成19年10月26日厚生労働大臣認可)附則別表2」と、「20年」とあるのは「25年」とします。

- 3 この改正保険約款の実施の日の前日までの間の保険対象加入者又は口数追加加入保険対象加入者において、この改正保険約款の実施の日以降に約款第4条第2号又は第3号に規定する共済責任が発生した場合には、約款第10条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次により弔慰金を支給します。

約款第10条第2項に掲げる弔慰金の額

- (1) 加入期間が1年以上5年未満のとき 3万円
- (2) 加入期間が5年以上20年未満のとき 7万5千円
- (3) 加入期間が20年以上のとき 15万円

約款第10条第3項に掲げる弔慰金の額

- (1) 口数追加期間が1年以上5年未満のとき 3万円
- (2) 口数追加期間が5年以上20年未満のとき 7万5千円
- (3) 口数追加期間が20年以上のとき 15万円

- 4 この改正保険約款の実施の日の前日までの間の保険対象加入者又は口数追加加入保険対象加入者において、この改正保険約款の実施の日以降に約款第4条第4号又は第5号に規定する共済責任が発生した場合には、約款第10条の2第2項及び第3項の規定にかかわらず、次により脱退一時金を支給します。

約款第10条の2第2項に掲げる脱退一時金の額

- (1) 加入期間が5年以上10年未満のとき 4万5千円
- (2) 加入期間が10年以上20年未満のとき 7万5千円
- (3) 加入期間が20年以上のとき 15万円

約款第10条の2第3項に掲げる脱退一時金の額

- (1) 口数追加期間が5年以上10年未満のとき 4万5千円
- (2) 口数追加期間が10年以上20年未満のとき 7万5千円
- (3) 口数追加期間が20年以上のとき 15万円

- 5 この改正保険約款の実施の日前の心身障害者の死亡に係る弔慰金及び加入者の申し出並びに口数の減少に係る脱退一時金の額については、なお従前の例によります。
- 6 保険契約者は、この改正保険約款の実施の日の前日における保険対象加入者及び年金給付保険金支払対象障害者にかかる年金給付に必要な費用に対する不足額を解消するため、特別調整費として機構に納付するものとします。
- 7 機構は、保険契約者に特別調整費の額をあらかじめ通知します。
- 8 特別調整費の納付は、機構の定める特別調整費納付書により、機構の指定する金融機関に行なって下さい。
- 9 特別調整費の納付期限は、毎事業年度内となりますが、最終納付期限については別途通知いたします。

附則別表1

加入時における年齢区分	保険料月額
35歳未満の者	5,600円
35歳以上40歳未満の者	6,900円
40歳以上45歳未満の者	8,700円

45歳以上50歳未満の者	10,600円
50歳以上55歳未満の者	11,600円
55歳以上60歳未満の者	12,800円
60歳以上65歳未満の者	14,500円

附則別表2

昭和61年4月1日における年齢区分	保険料月額
35歳未満の者	5,600円
35歳以上40歳未満の者	6,900円
40歳以上45歳未満の者	8,700円
45歳以上の者	10,600円

附 則

この改正保険約款は、令和3年4月1日から実施します。

別表一 障害状態

1	一眼の視力を全く永久に失ったもの
2	一上肢を手関節以上で失ったもの
3	一下肢を足関節以上で失ったもの
4	一上肢の用を全く永久に失ったもの
5	一下肢の用を全く永久に失ったもの
6	一手の母指及び示指を含んで四手指以上を失ったか若しくはその用を全く永久に失ったもの、又は一手の母指若しくは示指を含んで三手指以上を失ったか又はその用を全く永久に失い、かつ、他の一手の母指若しくは示指を含んで二手指以上を失ったか又はその用を全く永久に失ったもの
7	一耳の聴力を全く永久に失ったもの

別表二

保険対象加入者又は口数追加保険対象加入者となったときの年齢区分	保険料月額
35歳未満の者	9,300円
35歳以上40歳未満の者	11,400円
40歳以上45歳未満の者	14,300円
45歳以上50歳未満の者	17,300円
50歳以上55歳未満の者	18,800円
55歳以上60歳未満の者	20,700円
60歳以上65歳未満の者	23,300円

心身障害者扶養保険約款

新	旧
<p>心身障害者扶養保険約款</p> <p>(昭 45.1.31 厚生省収児第 44 号の 4)</p> <p>改正 昭 54.8.24 厚生省収児第 975 号</p> <p>昭 57.9.30 厚生省収児第 828 号</p> <p>昭 59.12.27 厚生省収児第 854 号</p> <p>昭 60.10.11 厚生省収児第 574 号</p> <p>平 6.3.31 厚生省収児第 187 号</p> <p>平 7.6.29 厚生省収児第 202 号</p> <p>平 11.3.31 厚生省障第 160 号</p> <p>平 13.1.5 厚生省障第 7 号</p> <p>平 15.10.1 厚生労働省発障第 1001009 号</p> <p>平 19.10.26 厚生労働省発障第 1026001 号</p> <p>令 3.2.16 厚生労働省発障第 0216 第 4 号</p> <p>第1条～第 22 条 (略)</p> <p>(年金給付保険金支払対象障害者の現況の届出)</p> <p>第 23 条 保険契約者は、毎年 6 月末日までに、その事業年度の初日における年金給付保険金支払対象障害者の現況を記載した届書を機構に提出して下さい。</p>	<p>心身障害者扶養保険約款</p> <p>(昭 45.1.31 厚生省収児第 44 号の 4)</p> <p>改正 昭 54.8.24 厚生省収児第 975 号</p> <p>昭 57.9.30 厚生省収児第 828 号</p> <p>昭 59.12.27 厚生省収児第 854 号</p> <p>昭 60.10.11 厚生省収児第 574 号</p> <p>平 6.3.31 厚生省収児第 187 号</p> <p>平 7.6.29 厚生省収児第 202 号</p> <p>平 11.3.31 厚生省障第 160 号</p> <p>平 13.1.5 厚生省障第 7 号</p> <p>平 15.10.1 厚生労働省発障第 1001009 号</p> <p>平 19.10.26 厚生労働省発障第 1026001 号</p> <p>第1条～第 22 条 (略)</p> <p>(年金給付保険金支払対象障害者の現況の届出)</p> <p>第 23 条 保険契約者は、毎年 6 月末日までに、その事業年度の初日における年金給付保険金支払対象障害者の現況を記載した届書に当該年金給付保険金支払対象障害者の住民票の写しを添えて機構に提出して下さい。ただし、保険契約者が、年金給付保険金支払対象障害者の現況を、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 30 条の 8 第 1 項第 2 号に基づき住民基本台帳法施行条例に規定する本人確認情報を利用することにより確認した場合、その旨記載した届出を機構に提出することで、住民票の写しの添付は省略することができます。</p>

(年金給付保険金支払対象障害者の死亡等の届出)

第 24 条 保険契約者は、年金給付保険金支払対象障害者が死亡したことを知ったときは、すみやかに、その旨及び死亡の年月日を記載した届書を機構に提出して下さい。

2 (略)

第 25 条～第 28 条 (略)

附則(制定時) (略)

附則(昭和 54 年 8 月 24 日一部改正) (略)

附則(昭和 57 年 9 月 30 日一部改正) (略)

附則(昭和 59 年 12 月 27 日一部改正) (略)

附則(昭和 60 年 10 月 11 日一部改正) (略)

附則(平成 6 年 3 月 31 日一部改正) (略)

附則(平成 7 年 6 月 29 日一部改正) (略)

附則(平成 11 年 3 月 31 日一部改正) (略)

(年金給付保険金支払対象障害者の死亡等の届出)

第 24 条 保険契約者は、年金給付保険金支払対象障害者が死亡したことを知ったときは、すみやかに、その旨及び死亡の年月日を記載した届書に当該年金給付保険金支払対象障害者の住民票の写しを添えて機構に提出して下さい。ただし、保険契約者が、年金給付保険金支払対象障害者の死亡を、住民基本台帳法第 30 条の 8 第 1 項第 2 号に基づき住民基本台帳法施行条例に規定する本人確認情報を利用することにより確認した場合、その旨記載した届出を機構に提出することで、住民票の写しの添付は省略することができます。

2 (略)

第 25 条～第 28 条 (略)

附則(制定時) (略)

附則(昭和 54 年 8 月 24 日一部改正) (略)

附則(昭和 57 年 9 月 30 日一部改正) (略)

附則(昭和 59 年 12 月 27 日一部改正) (略)

附則(昭和 60 年 10 月 11 日一部改正) (略)

附則(平成 6 年 3 月 31 日一部改正) (略)

附則(平成 7 年 6 月 29 日一部改正) (略)

附則(平成 11 年 3 月 31 日一部改正) (略)

附則(平成13年1月5日一部改正) (略)

附則(平成15年10月1日一部改正) (略)

附則(平成19年10月26日一部改正) (略)

附則(令和3年2月16日一部改正)

この改正保険約款は、令和3年4月1日から実施します。

附則(平成13年1月5日一部改正) (略)

附則(平成15年10月1日一部改正) (略)

附則(平成19年10月26日一部改正) (略)

厚生労働省発障第0216第4号

心身障害者扶養保険約款の一部変更の認可について

独立行政法人福祉医療機構

令和2年12月23日保扶第1223008号で申請のあった心身障害者扶養保険事業における心身障害者扶養保険約款の一部変更を、独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）第12条第3項の規定に基づき、認可する。

令和3年2月16日

厚生労働大臣

田村 憲久

